

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15保健発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名	
課程の別	定員()名
修業年限	年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																													
			適	否																														
1 教員等に関する事項	(1) 専任教員の数及び配置は適切か	指導要領3(1)																																
	(2) 指定規則別表第1の各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員が3人以上いるか <small>(同等以上とは、保健師助産師看護師の資格を有する次の者。『大学又は短期大学において数年間、教員経験を有する者』、『看護師救急医療業務実地修練を修了した者』等)</small>	指定規則第4条第1項第4号、指導要領3(4)																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育内容</th> <th>単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>人間と人間生活</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>疾患の成り立ちと回復の過程</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>健康と社会保障</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門分野</td> <td>救急医学概論</td> <td style="text-align: center;">6</td> </tr> <tr> <td>救急症候・病態生理学</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>疾病救急医学</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td>外傷救急医学</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>環境障害・急性中毒学</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>臨地実習(シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含む。)</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">70</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容		単位数	基礎分野	科学的思考の基盤	8	人間と人間生活	専門基礎分野	人体の構造と機能	4	疾患の成り立ちと回復の過程	4	健康と社会保障	2	専門分野	救急医学概論	6	救急症候・病態生理学	8	疾病救急医学	8	外傷救急医学	4	環境障害・急性中毒学	1	臨地実習(シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含む。)	25	合計		70			
	教育内容		単位数																															
	基礎分野	科学的思考の基盤	8																															
		人間と人間生活																																
専門基礎分野	人体の構造と機能	4																																
	疾患の成り立ちと回復の過程	4																																
	健康と社会保障	2																																
専門分野	救急医学概論	6																																
	救急症候・病態生理学	8																																
	疾病救急医学	8																																
	外傷救急医学	4																																
	環境障害・急性中毒学	1																																
	臨地実習(シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含む。)	25																																
合計		70																																
<small>備考</small> <ol style="list-style-type: none"> 1. 単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21条第2項の規定の例による。 2. 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第13条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所、診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校若しくは診療放射線技師養成所、臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校若しくは臨床検査技師養成所、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設若しくは同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設、視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは視能訓練士養成所、臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは臨床工学技士養成所、義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号、第2号若しくは第3号の規定により指定されている学校若しくは義肢装具士養成所若しくは言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により指定されている学校若しくは言語聴覚士養成所において既に履修した科目については、免除することができる。 3. 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習25単位以上及び臨地実習以外の教育内容45単位以上(うち基礎分野8単位以上、専門基礎分野10単位以上及び専門分野27単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。 																																		
(3) 専任教員のうち1人以上は救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士であるか	指定規則第4条第1項第5号、指導要領3(5)																																	
(4) 実習には、必要に応じ、教員に加えて適当な数の実習指導員又は実習助手を配置しているか	指導要領3(2)																																	
(5) 専任教員の1人1週間当たりの担当授業時間数は15時間を標準としているか	指導要領3(3)																																	
(6) 教員は担当科目に応じ、それぞれ相当の経験を有する者であるか <small>(医師、救急救命士、これと同等以上の学識経験を有する者等)</small>																																		

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15健政発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																						
			適	否																							
2 学生に関する事項	(1) 入学資格の審査は確実にされているか	指導要領2(2)			・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録																						
	(2) 1学級の定員は10名以上50名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか	指定規則第4条第1項第6号、指導要領2(1)			・学則 ・募集要項 ・学生名簿																						
	(3) 入学者の選考は適正に行われているか (複数面接、筆記試験、合格基準)	指導要領2(3)																									
	(4) 入学、進級、卒業、成績、出席状況等に関する記録が確実に保存されているか	指導要領2(5)																									
	(5) 出席状況の不良な者、学力が十分でない者等に対する進級又は卒業の措置は適切か (出席状況の不良な者:欠席日数が当該学年の出席すべき日数の1/3を超える者)	指導要領2(4)																									
	(6) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか ※学校保健安全法準用	指導要領2(6)																									
3 授業に関する事項	(1) 学則で定められた教育課程は、指定規則各別表の各教育内容及び指導要領別表1に掲げる教育目標を修得させることを目的とした内容であるか	指導要領4(1)			・時間割																						
	<p style="text-align: center;">指導要領別表1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">教育内容</th> <th style="width: 10%;">単位数 指定規則 別表第1</th> <th style="width: 75%;">教育目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤</td> <td rowspan="2">8 医療従事者として必要な科学的思考及び教養を身につける。生命に関わる科学の基礎を理解し、学術的な考察力を培うとともに情報化社会に対応できる知識を習得する。</td> </tr> <tr> <td>人間と人間生活</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">専門基礎分野</td> <td>人体の構造と機能</td> <td>4 人体の構造と機能及び心身の発達に関する知識を系統的に習得する。</td> </tr> <tr> <td>疾患の成り立ちと回復の過程</td> <td>4 疾病及び障害に関する知識を系統的に習得する。</td> </tr> <tr> <td>健康と社会保障</td> <td>2 公衆衛生の基本的考え方を理解し、国民の健康及び地域・環境保健、医療及び福祉についての知識を習得する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">救急医学概論</td> <td>6</td> <td>生命倫理と医の倫理(インフォームドコンセントを含む。)の基本的考え方を理解する。 地域における救急救命士の役割及びメディカルコントロール体制について理解する。救急現場、搬送過程における救急医療及び災害医療についての知識を系統的に習得する。また、救急救命処置に係る適応や合併症、医療事故対策について理解する。使用できる薬剤の効果や副作用について理解する。</td> </tr> <tr> <td>救急症候・病態生理学</td> <td>8 救急症候・病態生理について理解し、症候・病態ごとに観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。</td> </tr> </tbody> </table>					教育内容	単位数 指定規則 別表第1	教育目標	基礎分野	科学的思考の基盤	8 医療従事者として必要な科学的思考及び教養を身につける。生命に関わる科学の基礎を理解し、学術的な考察力を培うとともに情報化社会に対応できる知識を習得する。	人間と人間生活	小計	8	専門基礎分野	人体の構造と機能	4 人体の構造と機能及び心身の発達に関する知識を系統的に習得する。	疾患の成り立ちと回復の過程	4 疾病及び障害に関する知識を系統的に習得する。	健康と社会保障	2 公衆衛生の基本的考え方を理解し、国民の健康及び地域・環境保健、医療及び福祉についての知識を習得する。	小計	10	救急医学概論	6	生命倫理と医の倫理(インフォームドコンセントを含む。)の基本的考え方を理解する。 地域における救急救命士の役割及びメディカルコントロール体制について理解する。救急現場、搬送過程における救急医療及び災害医療についての知識を系統的に習得する。また、救急救命処置に係る適応や合併症、医療事故対策について理解する。使用できる薬剤の効果や副作用について理解する。	救急症候・病態生理学
教育内容	単位数 指定規則 別表第1	教育目標																									
基礎分野	科学的思考の基盤	8 医療従事者として必要な科学的思考及び教養を身につける。生命に関わる科学の基礎を理解し、学術的な考察力を培うとともに情報化社会に対応できる知識を習得する。																									
	人間と人間生活																										
	小計	8																									
専門基礎分野	人体の構造と機能	4 人体の構造と機能及び心身の発達に関する知識を系統的に習得する。																									
	疾患の成り立ちと回復の過程	4 疾病及び障害に関する知識を系統的に習得する。																									
	健康と社会保障	2 公衆衛生の基本的考え方を理解し、国民の健康及び地域・環境保健、医療及び福祉についての知識を習得する。																									
	小計	10																									
救急医学概論	6	生命倫理と医の倫理(インフォームドコンセントを含む。)の基本的考え方を理解する。 地域における救急救命士の役割及びメディカルコントロール体制について理解する。救急現場、搬送過程における救急医療及び災害医療についての知識を系統的に習得する。また、救急救命処置に係る適応や合併症、医療事故対策について理解する。使用できる薬剤の効果や副作用について理解する。																									
	救急症候・病態生理学	8 救急症候・病態生理について理解し、症候・病態ごとに観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。																									

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15保健発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

点検事項		根拠規定	施設状況	適否	確認書類(例)
				適 否	
専門分野	疾病救急医学	8	各種疾患(小児、高齢者、妊産婦等を含む。)の発症機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。		
	外傷救急医学	4	外傷の受傷機転、発生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。		
	環境障害・急性中毒学	1	環境因子、中毒物質、放射線等による障害の発生機序、病態、症状、所見及び予後等について理解し、観察、評価、鑑別、処置及び搬送法に関する知識を系統的に習得する。		
	臨地実習	25	修得した知識、技術を病院前救護において的確かつ安全に応用できる実践能力を身につけ、メディカルコントロールの重要性を確認し、傷病者に対する適切な接遇を習得し、医師の指示の下で病院前救急医療を担う医療従事者としての自覚と責任感を養う。		
	小計	52			
合計		70			
<p style="text-align: center;">指定規則別表第2の養成所にあつては、基礎分野の「科学的思考の基盤・人間と人間生活」の8単位を除く(合計62単位)。</p> <p style="text-align: center;">指定規則別表第3の養成所にあつては、専門基礎分野は「人体の構造と機能」3単位、「疾患の成り立ちと回復の過程」2単位、「健康と社会保障」1単位とし(小計6単位)、専門分野は「救急医学概論」4単位、「救急症候・病態生理学」6単位、「疾病救急医学」5単位、「外傷救急医学」2単位、「環境障害・急性中毒学」1単位及び「臨地実習」9単位(小計27単位)の合計33単位とする。</p>					
(2) 臨地実習には、シミュレーション、臨地実習及び救急用自動車同乗実習を含んでいるか		指導要領4(1)			
(3) 授業の方法は対面授業によるものとなっているか		指導要領4(2)			
(4) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間、臨地実習は45時間)		指導要領4(3)(4)			
(3) 単位の認定は講義等を必要時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認して行っているか		指導要領4(5)			
(4) 合併授業又は合同授業が行われていないか(昼間部と夜間部、異なる学年)		指導要領4(6)			
4 臨床実習に関する事項	(1) 臨床実習を行うのに適当な病院又は消防機関を実習施設として利用しているか (病院は「臨床実習施設における実習要領」に規定する条件を満たすこと。)		指定規則第4条第1項第10号		
	<p style="text-align: center;">●【臨床実習施設における実習要領】 「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」平成4年指81厚生省健康政策局指導課長通知の別紙)</p>				
	1	施設について 原則として次の条件を満たす施設とすること。 なお、これらの施設以外の施設であつて、これらの施設に準ずる施設を臨床実習施設とする場合にあつては各都道府県の救急救命士養成施設業務担当課まで協議すること。			
	(1)	二次又は三次救急医療を担うものとして都道府県により位置付けられた医療機関であること。			
	(2)	病床数は200以上であること。			
(3)	2年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設の病院又は臨床研修指定病院であること。				
(4)	内科、循環器科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科等を有すること。				

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15健政発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																																			
			適	否																																																				
(5) 救急部門が独立していること。																																																								
(6) 救急入院患者が年間概ね300人以上であること。																																																								
(7) ICU, CCU等の集中治療室を有すること。																																																								
(8) 除細動器, 酸素吸入装置, 人口呼吸器, 血管連続撮影装置, 大動脈バルーンパンピング装置, 血液浄化装置(血液透析装置, 持続的血液濾過透析装置等)その他救急医療に必要と判断される医療機器が整備されていること。																																																								
(9) 救急医療を担当する常勤の医師を複数有しており, うち少なくとも1名は救急部門の専従であること。																																																								
(10) 実習担当管理責任者(病院長又は救急部門の管理者等)を定めていること。																																																								
(11) その他, 臨床実習施設としてふさわしいこと。																																																								
(2) 医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士である実習指導者による指導が行われているか	指定規則第4条第1項第10号, 指導要領6(1)																																																							
(3) 実習人員は, 実習施設の実情に応じた受入可能な人数とし, 実習指導者1人につき, 10人を限度とすること。	指導要領6(2)																																																							
(4) 医療機関である臨床実習施設は, 必要な機械器具等を有していること ※ 上記『臨床実習施設における実習要領』1(8)のとおり』	指定規則第4条第1項第10号																																																							
(5) 臨床実習について, 臨床実習施設における実習要領(「救急救命士養成所の臨床実習施設における実習要領及び救急救命士に指示を与える医師の確保について」平成4年指81厚生省健康政策局指導課長通知の別紙)に基づいた施設, 実習内容となっているか	指定規則第4条第1項第10号																																																							
<p>別表1 臨床実習施設における実習の細目</p> <p>A: 指導者の指導・監督のもとに, 実施が許容されるもの B: 指導者が介助する場合, 実施が許容されるもの C: 指導者の指導・監督のもとに, 医行為を行う者を介助するもの D: 見学にとどめるもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 60%;">実習細目</th> <th style="width: 35%;">実習水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>バイタルサインの観察(血圧, 脈拍, 呼吸数など)</td><td>A</td></tr> <tr><td>2</td><td>身体所見の観察(視診, 触診, 聴診など)</td><td>A</td></tr> <tr><td>3</td><td>モニターの装着(心電図, パルスオキシメーターなど)</td><td>A</td></tr> <tr><td>4</td><td>酸素投与</td><td>A</td></tr> <tr><td>5</td><td>バッグマスクによる人工呼吸</td><td>A</td></tr> <tr><td>6</td><td>経口・経鼻エアウェイによる気道確保</td><td>A</td></tr> <tr><td>7</td><td>気管内挿管</td><td>C</td></tr> <tr><td>8</td><td>食道閉鎖式エアウェイ, ラリングアルマスクによる気道確保</td><td>B</td></tr> <tr><td>9</td><td>気道内吸引</td><td>B</td></tr> <tr><td>10</td><td>喉頭鏡の使用</td><td>A</td></tr> <tr><td>11</td><td>人工呼吸器の使用</td><td>D</td></tr> <tr><td>12</td><td>胸骨圧迫</td><td>A</td></tr> <tr><td>13</td><td>開胸心マッサージ</td><td>D</td></tr> <tr><td>14</td><td>末梢静脈路確保と輸液</td><td>A</td></tr> <tr><td>15</td><td>点滴ラインの準備</td><td>A</td></tr> <tr><td>16</td><td>中心静脈確保</td><td>D</td></tr> </tbody> </table>						No.	実習細目	実習水準	1	バイタルサインの観察(血圧, 脈拍, 呼吸数など)	A	2	身体所見の観察(視診, 触診, 聴診など)	A	3	モニターの装着(心電図, パルスオキシメーターなど)	A	4	酸素投与	A	5	バッグマスクによる人工呼吸	A	6	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	A	7	気管内挿管	C	8	食道閉鎖式エアウェイ, ラリングアルマスクによる気道確保	B	9	気道内吸引	B	10	喉頭鏡の使用	A	11	人工呼吸器の使用	D	12	胸骨圧迫	A	13	開胸心マッサージ	D	14	末梢静脈路確保と輸液	A	15	点滴ラインの準備	A	16	中心静脈確保	D
No.	実習細目	実習水準																																																						
1	バイタルサインの観察(血圧, 脈拍, 呼吸数など)	A																																																						
2	身体所見の観察(視診, 触診, 聴診など)	A																																																						
3	モニターの装着(心電図, パルスオキシメーターなど)	A																																																						
4	酸素投与	A																																																						
5	バッグマスクによる人工呼吸	A																																																						
6	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	A																																																						
7	気管内挿管	C																																																						
8	食道閉鎖式エアウェイ, ラリングアルマスクによる気道確保	B																																																						
9	気道内吸引	B																																																						
10	喉頭鏡の使用	A																																																						
11	人工呼吸器の使用	D																																																						
12	胸骨圧迫	A																																																						
13	開胸心マッサージ	D																																																						
14	末梢静脈路確保と輸液	A																																																						
15	点滴ラインの準備	A																																																						
16	中心静脈確保	D																																																						

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15健政発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名

課程の別

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
			適	否	
17	血糖測定	A			
18	輸血	C			
19	除細動	B			
20	エピネフリンの使用	A			
21	ブドウ糖溶液の使用	A			
22	薬剤(エピネフリンとブドウ糖溶液以外)の使用	D			
23	循環補助(ペースメーカー, IABP)	D			
24	創傷の処置	C			
25	骨折の処置	C			
26	胃チューブ挿入	C			
27	胸腔ドレナージ	D			
28	ナーシング・ケア(清拭, 体位変換など)	A			
29	精神科領域の処置	A			
30	小児科領域の処置	A			
31	産婦人科領域の処置	B			
別表2 臨床実習項目別の標準経験目標数					
	実習項目	標準目標数(回)			
実施するもの	バイタルサインの観察(血圧, 脈拍, 呼吸数など)	15			
	身体所見の観察(視診, 触診, 聴診など)	15			
	モニターの装着(心電図, パルスオキシメーターなど)	15			
	酸素投与	10			
	バッグマスクによる人工呼吸	3			
	経口・経鼻エアウェイによる気道確保	3			
	食道閉鎖式エアウェイ, ラリngeアルマスクによる気道確保	3			
	気道内吸引	10			
	喉頭鏡の使用	3			
	胸骨圧迫	3			
	末梢静脈路確保と輸液	10			
	点滴ラインの準備	10			
	エピネフリンの使用	10			
	ブドウ糖溶液の使用	3			
	血糖測定	5			
	除細動	10			
	ナーシング・ケア(清拭, 体位変換など)	10			
	精神科領域の処置	3			
	小児科領域の処置	3			
	産婦人科領域の処置	3			
介助に留めるもの	気管内挿管	3			
	輸血	3			
	創傷の処置	3			

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15保健発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名	
課程の別	定員()名
修業年限	年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)																																
			適	否																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td>骨折の処置</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>胃チューブ挿入</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 標準目標数の欄は臨床実習施設における実習細目の実習水準A～Cのもの(Dを除く。)について標準目標数を示したものの。 ● 実習期間中の経験数が標準目標数に満たない場合は、救急救命士の資格取得後、勤務先において行われる就業前の病院内実習等の機会等を通じて、養成課程中の病院内実習における経験数と合わせてこれを満たすよう努めること。 		骨折の処置	3					胃チューブ挿入	3																												
	骨折の処置	3																																			
	胃チューブ挿入	3																																			
<p>(6) 救急用自動車同乗実習について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">①</td> <td style="width: 15%;">実習前</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 実習プログラムについての検討を行っているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 受入医療機関における実習担当管理責任者等は選任されているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 受入医療機関との受入契約等は行っているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>実習中</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 実習中に事故等が生じた場合の体制は整っているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 実習中における実習生と養成所との連絡体制については整っているか (相談事項等が生じた場合の養成所との連絡体制はあるか)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 実習を中止せざるを得ない場合の取扱いは整っているか (受入機関側あるいは養成所が中止の決定を行うのか)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>実習後</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 実習生の評価体制は整っているか</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 実習プログラムの評価体制は整っているか</td> <td></td> </tr> </table>	①	実習前			・ 実習プログラムについての検討を行っているか			・ 受入医療機関における実習担当管理責任者等は選任されているか			・ 受入医療機関との受入契約等は行っているか		②	実習中			・ 実習中に事故等が生じた場合の体制は整っているか			・ 実習中における実習生と養成所との連絡体制については整っているか (相談事項等が生じた場合の養成所との連絡体制はあるか)			・ 実習を中止せざるを得ない場合の取扱いは整っているか (受入機関側あるいは養成所が中止の決定を行うのか)		③	実習後			・ 実習生の評価体制は整っているか			・ 実習プログラムの評価体制は整っているか		県指導要領6(4)			
①	実習前																																				
	・ 実習プログラムについての検討を行っているか																																				
	・ 受入医療機関における実習担当管理責任者等は選任されているか																																				
	・ 受入医療機関との受入契約等は行っているか																																				
②	実習中																																				
	・ 実習中に事故等が生じた場合の体制は整っているか																																				
	・ 実習中における実習生と養成所との連絡体制については整っているか (相談事項等が生じた場合の養成所との連絡体制はあるか)																																				
	・ 実習を中止せざるを得ない場合の取扱いは整っているか (受入機関側あるいは養成所が中止の決定を行うのか)																																				
③	実習後																																				
	・ 実習生の評価体制は整っているか																																				
	・ 実習プログラムの評価体制は整っているか																																				
5 施設設備に関する事項	(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	指定規則第4条第1項第7号、指導要領5(1)																																			
	(2) 適当な広さの専用の実習室及び図書室を有しているか	指定規則第4条第1項第8号																																			
	(3) 各教室の面積等は定員に対して適正か(内法測定) 普通教室:1.65㎡/人 実習室 :3.31㎡/人、かつ適正な設備機能を有すること	指導要領5(1)(3)																																			
	(4) 次のものを臨地実習用として有すること 臨地実習室、患者輸送用自動車 ロッカールーム又は更衣室(総定員分のロッカー)	指導要領5(2)																																			
	(5) 患者輸送用自動車は、患者搬送及び救急救命処置の臨地実習を適正に行うことができるような設備機能を有すること	指導要領5(4)																																			
6 財政に関する事項	(1) 養成所の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	指定規則第4条第1項第13号																																			
	(2) 入学金、授業料及び実習費等は適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか	指導要領7(1)																																			
7 事務に関する事項	専任の事務職員は配置されているか	指定規則第4条第1項第12号																																			

救急救命士養成所自己点検表(広島県)

- ◆指定規則…救急救命士学校養成所指定規則
- ◆県指導要領…広島県救急救命士養成所指導要領
- ◆規則…救急救命士法施行規則
- ◆指導要領…救急救命士養成所指導要領(H3.8.15健政発497厚生省健康政策局通知)

養成施設名	
課程の別	
修業年限	定員()名 年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)					
			適	否						
8 機械器具, 標本及び模型	教育上必要な機械器具を有しているか ●指導要領別表2 教育上必要な機械器具, 標本, 模型									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td> 機械器具 (1) 基礎医学科目用 解剖学教育用機材, 生理学教育用機材, 病理学教育用機材 (2) 臨床医学科目用 気道確保実習モデル人形, 自動式除細動器, 心電計, 血圧計, パルスオキシメーター, 輸液セット, ラリンゲアルマスク, 食道閉鎖式エアウェイ, 気管内チューブ, ショックパンツ, 自己検査用グルコース測定器, その他 (3) 患者輸送用自動車用(兼用可) 自動車搭載用ストレッチャー, 担架, 患者監視装置(心電図, 血圧, 呼吸のモニターが可能なもの), 人工呼吸器一式(酸素吸入を含む。), 自動式除細動器, 輸液セット, その他 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td> 標本及び模型 組織標本, 人体解剖模型, 人体内臓模型, 人体骨格模型, 呼吸器模型, 血液循環系模型, 心臓解剖模型, 脳及び神経系模型, その他 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td> 視聴覚器材等 プロジェクター(スライド, OHP, ビデオ方式含む。), 視聴覚教材 </td> </tr> </table>	1	機械器具 (1) 基礎医学科目用 解剖学教育用機材, 生理学教育用機材, 病理学教育用機材 (2) 臨床医学科目用 気道確保実習モデル人形, 自動式除細動器, 心電計, 血圧計, パルスオキシメーター, 輸液セット, ラリンゲアルマスク, 食道閉鎖式エアウェイ, 気管内チューブ, ショックパンツ, 自己検査用グルコース測定器, その他 (3) 患者輸送用自動車用(兼用可) 自動車搭載用ストレッチャー, 担架, 患者監視装置(心電図, 血圧, 呼吸のモニターが可能なもの), 人工呼吸器一式(酸素吸入を含む。), 自動式除細動器, 輸液セット, その他	2	標本及び模型 組織標本, 人体解剖模型, 人体内臓模型, 人体骨格模型, 呼吸器模型, 血液循環系模型, 心臓解剖模型, 脳及び神経系模型, その他	3	視聴覚器材等 プロジェクター(スライド, OHP, ビデオ方式含む。), 視聴覚教材			
1	機械器具 (1) 基礎医学科目用 解剖学教育用機材, 生理学教育用機材, 病理学教育用機材 (2) 臨床医学科目用 気道確保実習モデル人形, 自動式除細動器, 心電計, 血圧計, パルスオキシメーター, 輸液セット, ラリンゲアルマスク, 食道閉鎖式エアウェイ, 気管内チューブ, ショックパンツ, 自己検査用グルコース測定器, その他 (3) 患者輸送用自動車用(兼用可) 自動車搭載用ストレッチャー, 担架, 患者監視装置(心電図, 血圧, 呼吸のモニターが可能なもの), 人工呼吸器一式(酸素吸入を含む。), 自動式除細動器, 輸液セット, その他									
2	標本及び模型 組織標本, 人体解剖模型, 人体内臓模型, 人体骨格模型, 呼吸器模型, 血液循環系模型, 心臓解剖模型, 脳及び神経系模型, その他									
3	視聴覚器材等 プロジェクター(スライド, OHP, ビデオ方式含む。), 視聴覚教材									
9 図書	教育上必要な専門図書(1,000冊以上)及び学術雑誌(20種類以上)を有しているか									
10 その他	毎学年度開始後2月以内に報告する年次報告は, 遅滞なく報告しているか									